

新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症
第 10 回 危 機 管 理 対 策 本 部 会 議 次 第

令和2年3月31日(火)

1 開 会

2 議 題

(1) 区民施設について

(2) スポーツ施設について

3 閉 会

○議 事

(1) 区民施設について

- ・施設利用自粛について利用者に協力を求めること、キャンセル時に使用料の全額還付すること、について4月30日（木）まで延長する。
- ・4月1日～4月30日利用分までの新規申込みを受け付けない。
- ・4月12日（日）までに施設を利用する方に対し、電話等により自粛（中止）を誘導する。
利用する場合には、マスク着用や消毒の徹底、座席の間隔を離すなど、十分な予防対策を講じていただくよう求める。
- ・調理及び飲食を伴う利用は、当面の間、中止とする。

(2) スポーツ施設について

- ・屋内施設及び屋外施設について4月12日（木）まで利用休止とする。
- ・キャンセルにおける使用料の全額還付は、4月30日（木）まで延長する。
- ・4月13日～4月30日利用分までの新規申込みを受け付けない。
- ・コミュニティアリーナ（豊島北・新町）はスポーツ施設と同様に取扱う。
- ・国の方針を踏まえ、東京都と同様に4月12日までの間、現在の対応方針を継続することとする